

用語集

【あ】

(1) 一級河川^{いっきゅうかせん}

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定された一級水系に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川。

(2) 雨水渠^{うすいきよ}

大雨による浸水被害を防止するために設けられた管路（水路）のこと。設置方法により開渠（地上部から見える水路等）と暗渠（地下に埋められた管渠）に区分される。

(3) 雨水ポンプ^{うすい}

雨水を川や海などの公共用水域に、揚水し放流するために設置されたポンプ。

【か】

(4) 回帰式^{かいきしき}

データ全体の規則性に基づく式から最適な予測をする式のこと。

(5) 開発行為^{かいはつこうい}

主として建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供される目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

(6) かんがい用水^{ようすい}

水田や畑地等の農地や農業施設に導入するもの。

(7) 涵養^{かんよう}

降雨や河川水などの水が地下へ浸透すること。

(8) 激甚化^{げきじんか}

災害の規模や範囲が以前よりも大きく激しくなること。

(9) 決壊^{けっかい}

河川の増水により、堤防が壊れること。

(10) 洪水^{こうずい}

大雨で川を流れる水が急に増え、その水が堤防などをあふれ出ること。

【さ】

(11) 市街化区域^{しがいかくいき}

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

(12) 自助・公助・共助^{じじょ こうじょ きょうじょ}

一人ひとりが自ら取り組むことを「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組むことを「共助」、国や地方公共団体などが取り組むことを「公助」という。

(13) 止水板^{しすいばん}

建築物の出入口などに非常時に設置する板などの取外しが可能な施設のこと。

(14) 取水^{しゅすい}

河川水、ダム水、地下水等から適切な取水施設を使い原水を取り入れること。

(15) 準用河川^{じゅんようか せん}

一級、二級河川以外の河川で、市町村長が指定したものであり、原則として河川法が準用され、市町村長が管理する河川のこと。

(16) 浸水シミュレーション^{しんすい}

目標規模の洪水で、現時点では河川改修が不十分であるために、仮に堤防が決壊するとした時に、氾濫流により浸水する区域を数値的に模擬実験したもの。

(17) 浸透トレンチ^{しんとう}

掘削した溝に砕石を充填し、さらにこの中に浸透ます類と連結した透水性の管（有孔管）を設置することにより、雨水を導き、砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設のこと。

(18) 浸透ます^{しんとう}

透水性のますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地中に浸透させる施設のこと。

(19) 水系^{すいけい}

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼の総称。

(20) 水門^{すいもん}

堤防を分断してゲートを設置する場合、その施設を水門と呼ぶ。水門はゲートを閉めた時に堤防の役割を果たす役割がある。

(21) ソフト対策^{たいさく}

ハード対策と並行して実施することで、浸水被害の軽減を図るもので、ハザードマップや防災訓練など災害に対する情報の活用などにより、災害被害を軽減する対策。

【た】

(22) 耐水化^{たいすいか}

浸水被害が発生しても、施設の機能を維持できるように施しておくハード対策。

(23) 第6次 福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン^{だい じ ふくしましそうごうけいかく きほん}

福島市のまちづくりに関する最上位の計画で、まちづくり基本ビジョン、実行プランの

2つの階層で構成される。

基本ビジョンでは目指すべき将来のまちの姿やまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方、施策の方向性などを総合的かつ体系的に示している。

(24) 田^たんぼダム

水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、あふれる水の量や浸水範囲を抑制する施設。

(25) 治^{ちさん}山

土砂災害の防止や水源涵養を目的として、森林を守り育てること。

(26) 貯^{ちよりゅう}留タンク

雨の有効利用などを目的に水をためる設備のこと。

(27) 堤^{ていぼう}防

河川の水が大雨時に溢れないようにするための構造物のこと。なお、下流に向かって右側を右岸（うがん）、左側を左岸（さがん）と呼ぶ。

(28) 都^{とし}市^げ下^{すい}水路

主として市街地における雨水の排除を目的として設置される下水道のこと。

(29) 土^ど砂^{しゃ}災^{がい}害^{けい}警^{かい}戒^き区^く域^い

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

【な】

(30) 内^{ない}水^{すい}

堤防に対して宅地や耕地のある側を流れる水の呼び方。また、堤防に対して河川側を流れる水を外水と呼ぶ。

(31) 農^{のうぎょう}業^{よう}用^{すい}水路

堰で川から取った水を、農地まで運ぶための水路。

【は】

(32) ハード^{たいさく}対策

施設そのものによる浸水対策のことで、管路施設やポンプ場を整備して雨水を排除する手法と、貯留・浸透によって雨水の流出を減少又は遅らせる雨水流出抑制手法がある。

(33) 排^{はい}水^{すい}ます

道路や宅地排水を下水道本管に導く途中に設ける枡のこと。集水や排水管の維持管理のために設けられる。

(34) ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災情報を表示した地図のこと。

(35) 樋門・樋管

用水の取水、排水などを目的として、堤防を横断する暗渠及びそこに設けるゲートのこと。

(36) 普通河川

一級・二級・準用河川以外のすべての小河川で、河川法の適用を受けない河川のこと。

(37) 保水・遊水

森林に降った雨のうち一時的に森林流域に貯留される雨水。

(38) 本川・支川

流量・長さ・流域の大きさなどがもっとも重要と考えられる河川を本川、その本川に合流する河川を支川という。

【ま】**(39) 滞筋**

川を横断的に見たときに、最も深い部分のこと。

【や】**(40) 遊水地**

洪水流量の一部を貯留して下流のピーク流量を低減させ洪水調整を行うための、河川に沿った施設または地域のこと。通常時も水がある場合に遊水「池」と記す場合もある。

【ら】**(41) 利水**

農業、工業、上水道、発電などを目的として水を利用すること。

(42) 流域

降雨に由来する水が一つの河川（水域）に集まってくる領域のこと。

(43) 流域対策

流域の地域特性に合わせた治水対策。調整池や浸透施設などを組み合わせて実施する。

(44) 流下能力

河道等で安全に流下させることが可能な洪水流量のこと。流量とは川の中を流れる水量を表し、河道でどれだけ水が流れるかを把握する場合の指標として用いられる。

(45) 流出抑制^{りゅうしゅつよくせい}

雨水が河川や下水道に直接的に流出しないようにすること。これにより、流入が緩やかになり、下流河川等に対する洪水負担が軽減される。

【英数字】

(46) ICT

情報通信技術の略称であり、この技術を活用して、河川や下水道においても遠隔監視や自動制御などが行われている。

(47) SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。

参 考

【福島市総合治水計画策定検討委員会】

(1) 開催経過

日程	名称	内容
令和5年11月30日	第1回検討委員会	● 計画策定の概要 ● 福島市の現状と課題
令和6年2月27日	第2回検討委員会	● 計画の骨子 ● 対策メニューについて
令和6年12月17日	第3回検討委員会	● 計画素案について
令和7年2月28日	第4回検討委員会	● パブリック・コメントの結果 ● 計画原案について

(2) 委員名簿(令和7年3月現在)

所 属	氏 名	備 考
福島大学共生システム理工学類	川越 清樹	学識経験者
福島市防災士の会	鎌倉 雅臣	関係団体
福島市消防団	佐藤 峰雄	関係団体
福島商工会議所青年部	齋藤 周介	関係団体
福島県建築士会福島支部	後藤 由美子	関係団体
福島市老人クラブ連合会	寺島 芳一	住民代表
ふくしま市女性団体連絡協議会	菊田 清子	住民代表
福島市民生児童委員会長連絡会	渡辺 千代	住民代表
国土交通省福島河川国道事務所	佐藤 克彦	関係行政機関 (アドバイザー)
福島県県北建設事務所	酒井 博之	関係行政機関 (アドバイザー)

【パブリック・コメント(意見公募)】

(1) 実施の目的

市民と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識などを広く求めるため、計画（素案）を市民に公表するとともに意見を公募しました。

(2) 意見の募集期間

令和7年1月22日（水）～2月25日（火）

(3) 意見の件数

0名（0件）

福島市総合治水計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 近年の気候変動に伴う降雨量の増加や局所的で短時間の強雨により、市内各地において水災害がたびたび発生していることから、計画的かつ効果的な対策の方針を定めるため福島市総合治水計画策定検討委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）福島市総合治水計画の内容検討に関すること。
- （2）その他、浸水の対策検討に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる学識経験者、関係団体の代表及びその他市長が必要と認める者等のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員は福島市総合治水計画の決定をもって解職とする。
- 3 委員会は、必要な意見や助言を求めるため、専門的見識を有するアドバイザーを置くことができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市政策部下水道室下水道建設課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

別表１（第３・４条関係）

No	所 属	氏 名	備 考
1	福島大学共生システム理工学類	川越 清樹	学識経験者
2	福島市防災士の会	鎌倉 雅臣	関係団体
3	福島市消防団	佐藤 峰雄	関係団体
4	福島商工会議所青年部	齋藤 周介	関係団体
5	福島県建築士会福島支部	後藤 由美子	関係団体
6	福島市老人クラブ連合会	寺島 芳一	住民代表
7	ふくしま市女性団体連絡協議会	菊田 清子	住民代表
8	福島市民生児童委員会長連絡会	渡辺 千代	住民代表
アドバイザー	国土交通省福島河川国道事務所	佐藤 克彦	関係行政機関
アドバイザー	福島県県北建設事務所	酒井 博之	関係行政機関



福島市総合治水計画

令和7年3月発行

編集・発行 都市政策部下水道室(下水道建設課)

〒960-8601 福島県福島市五老内町 3 番 1 号

TEL : 024-525-3769(直通)

FAX : 024-534-8228

E-mail : ge-kensetsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
